

台湾の石敢当伝説

窪, 徳忠

<https://doi.org/10.15017/2235344>

出版情報 : 九州人類学会報. 11/12, pp.28-38, 1984-06-01. Kyushu Anthropological Association
バージョン :
権利関係 :

台湾の石敢当信仰

窪 徳 忠

1. はじめに

1 昨 1981年11月に公刊した『中国文化と南島』と題する拙著のなかで、私は、今日の台湾における石敢当の残存状況について、「日本占領時代に多く撤去させたので、現在の台湾では石敢当はなかなかみつけにくくなっている」とのべた（同書77頁）。それは、戦前に台湾に在住していた片岡巖（1921）、三島格（1942）などの人々が、かなりくわしく調査をして、ほぼ全島にわたって石敢当が造立されていたらしいと報告しているのに拘らず、1965年から1981年までのあいだに私自身が見いだしたのが、わずかに花蓮市内での2基、宜蘭市と台南市とでの各1基の、計4基しかなかった上に、石敢当の現存数のあまりにも少ない理由を尋ねる私に対して、数名の現地の人たちがそのように答えたことによるのである。

たまたま、昨82年の8月下旬から9月上旬にかけて、別の目的で台湾を訪れる好機に恵まれた。そこで私は、念のために、いく先き先きで、石敢当現存の有無を尋ねてみることにした。私としては、「ここにはない」という答えの返ってくることを予想した、いわば駄目押しともいうべき軽い気持で附加した質問項目だったのである。ところが、案に相違して、最初に赴いた宜蘭市で、以前に私がみた1基以外になお約10基の石敢当の現存していることを知らされた上に、いささか趣きの異なった石敢当信仰の現行されている由まで教えられた。そこで、早速当初の軽視にちかような方針を改めて、時間の許すかぎり、各地で石敢当の有無を尋ねてみることにした。その結果、宜蘭を始め、新竹、嘉義、台中、雲林、台南および高雄などの各市や県で、総計21基の石敢当がいまなお残存——なかには戦後造立されたものもある——していることを確認するとともに、その信仰の概略を知ることができた。そこで、ここにその結果を報告するとともに、前説の誤りを訂正しておきたいと思う。

ただし、さきにも一言したように、昨年を訪台の目的が別のところにおかれていた関係から、石敢当については準備不足も手伝って、あまり十分な調査ができなかったといわざるをえない。従って、本稿には欠点のはなはだ多い。それらの欠点については私自身が十分に承知しているので、なるべくはやい時期に補足するつもりではいるけれども、もしお気付の点があったならば、細大となく示教をお願いしたいと思う。

本稿の目的は、さきにものべたように、昨82年の調査によって知ることのできた台湾現行の石敢当信仰におかれてはいるけれども、説明の便宜上、その前に石敢当とその信仰とについて簡単に概説しておきたい。⁽¹⁾

2. 石敢当について

石敢当を造立することが、中国起源の習俗である由は、ここに改めて喋々する必要はないだろう。これまでに発表された多くの関係の報告をまとめて考えてみると、石敢当は、中国大陸のかなり広い範囲にわたって分布していたとって差支えないようである。⁽²⁾しかし、そればかりでなく、たとえば東南アジアのように、多くの中国出身者たちが集団的に居住している地域においてさえも造立されていたよ

うに推測される。従来、石敢当の存在がまったく報告されていなかったシンガポールで2基、マレーシアのペナンで1基、それぞれ私が確認していることは、その名残りともてよいではなからうか³⁾。このことは、かれら中国出身者たちが、自分たちの母国固有の信仰や習俗に対して、きわめて根強い執着心のようなものを持ち続けている由を明示する一証となるように思われる。ただし、その現存数が、以前に比べて格段に少ないであろうことは、いうまでもあるまい。

石敢当の造立場所は、多くの場合、丁字路、家の一角、袋小路の入口だったと報告されている。けれども、1902年から翌年にかけて苗族の調査を行った鳥居竜蔵は、雲南省露益州城附近では、他の地域とは異なり、屋根上に石虎の胸部に石敢当と刻んだものをおくとのべ（鳥居竜蔵 1926）、私が1977年にシンガポールでみた石敢当は、2基とも廟内の一隅におかれ、ペナンの1基は海南島出身者の同郷会館である南海会館の裏口脇に造立されていた。従って、19世紀末期以後には、地域によっては、必ずしも丁字路その他の場所に限定されることなく、さまざまな場所や位置に造立されたように判断される。けれども、『輟耕録』巻17や『事物原会』などには、小道もしくは橋をこえてきた道などが家の門に直衝する場合には、その家の門前に石敢当を造立するように記されているから、それらの書の編述された14世紀中葉すぎから19世紀初頭ごろまでは、そのような場所に造立するのが原則と信ぜられていたのであろう。鳥居竜蔵が、中国の内地で家の門外に造立されている石敢当もしばしばみたとのべているのは、その名残りといって差支えあるまい。

さらに溯って8世紀の後半には、のちにふれるように、県庁の敷地内に造立された例があるから、当時は造立場所は特定されてはいなかったのではないかと考えられる。ちなみに、この石敢当が今日知られている最古のものである。しかし、だからといって、石敢当造立の習俗が8世紀ごろに始まったというわけにはいかない。後述のように、「石敢当」という文字だけではすでにはやく前2世紀のころにみえ、6世紀後半から7世紀中葉まで在世した、有名な学者の顔師古が、その一句に対してかれなりの註釈を施しているためである。私は、いまのところ、顔師古のこのような態度に基いて、石敢当と彫った石柱様のものを造立する習俗が起ったのは、おそらく6世紀ごろからのことであって、それ以前には石敢当という文字こそあれ、その3文字を石に刻んで造立することはなかったのではないかと臆測している。なお、南宋の紹興年間（1131～1162）に福建省の高湖辺村——現在の位置と地名は不詳——に造立された石敢当が、福州市文物管理委員会に現蔵されているということだが、これまた当時造立場所の限定されていなかった由を示す1例となるだろう。

材質は、石が一般的ながら、まれに板製もあったという。板製の場合は扉や壁に打付けたのだろうが、石製の場合は原則として独立だったらしい。海江田正孝の報告によれば（1943）、かれが戦前に福建省のアモイでみた65基の石敢当のうち、約3分の2は壁にはめ込まれていたという。だから、場所もしくは地域によっては、石製の場合でも壁や扉などにはめ込むことが意外に多かったのかもしれないが、現在私の知る範囲内では、台湾においては、澎湖諸島を除いて、類例の報告は皆無である。

石敢当造立の目的は、凶気、殺気、災殃などをさけること、いわゆる辟邪、驅邪、日本的にいえば魔よけである。中国では、一般的に道が突当る場所は、邪気や殺気をうけるよくないところと考えられている。ただし、その理由については説明がないので、私などには納得のいく解釈がつけにくい。あるいは、真直ぐにしか進めないと信ぜられている悪鬼や悪霊が、小道などを直進してきて、道が突当っているために行きどころがなく、そのまま道の正面にある家に突入するとでも考えられていたのかもしれない

い。いづれにしても人々は、丁字路などの突当りは悪いといい、その突当りのところに石敢当その他のものを造立するか、あるいは置くかして、災殃から免れるように努めた。これは、少なくとも14世紀以降の習俗だった。そうして、石敢当以外のものとしては、太極図、八卦図、口に劔をくわえた獅子か虎の顔——獅咬劔という——、もしくは鏡などがあげられる。鳥居竜藏は前掲書のなかで、四川・雲南両省や上海などで、太極図と結びついた石敢当——図示されていないのでよくわからないが、上部に太極図を刻んだ石敢当かもしれない——、虎が劔をくわえた石敢当、虎や獅子の頭を刻んだものを見たのべている。従って、解放前の中国大陸には、さまざまな石敢当が各地に造立されていたように推測される。

けれども、『輿地紀勝』巻135、福建路興化軍の碑記の条の石敢当の項によると、770年にときの県知事の鄭某によって、現在の福建省莆田県の県庁の敷地内に造立された石敢当は、その銘文によれば百鬼を鎮め、災殃をおさえるとともに、県内の役人や百姓たちが康福になり、風教や礼楽までもさかんになることを目的とするものだったという。すると、この銘文によって、少なくとも8世紀ごろの石敢当は、単に辟邪や驅邪、すなわち魔よけばかりでなく、県の隆盛、県民の平安、治績の向上などをも願って造立するものだったことが判明する。また、さきにあげた南宋の紹興年間に造立された石敢当は、その銘文によると、林進暉という仏教信者が、亡き自分の両親の天国に再生することを願って造立したものだった。これらの例によって、石敢当は、古くは単に辟邪や驅邪の目的だけで造立するものではなかったことが明らかになるであろう。

尤も、さきにその名をあげた唐の顔師古は、前漢の史游の『急就章』にみえている「石敢当所不侵」という一句に対して、先秦時代の衛の国には石磻・石買・石恵が、鄭の国には石制が、周の国には石速が、齊の国には石之紛が、それぞれいるなど、そのころには石姓の人物が多くいたので、のちにこれら石姓の人々を一族と考えるようになり、「敢当」とは向うところ敵がないという意味だという註釈を施している。すなわちかれは、その在世中に造立される石敢当に、「石敢当」という3字が刻まれているのを見て、自分の博学から先秦時代の石姓の人物をさがしだし、それら石という一族の人々の力を結集して災殃をさける目的で造立するものと解釈したように考えられる。顔師古のこのような解釈を知ったのちの人々が、その解釈を正しいと信じて伝えた結果、一般に石敢当とは力の強い人物の氏名だと考える考え方が流布して、今日のように通説になってしまったように思われる。けれども、さきにあげた8世紀および12世紀に造立された2基の石敢当の造立目的に照らせば、そのような考え方はあまり強く顔師古の考えに支配されすぎた誤った解釈とすべきではなかろうか。顔師古の解釈が必ずしも妥当でないという例は、いくらでもあげることができる。そこで私は、いまのところ、奥田久作（1944）と同じく、古くからあった石のもつ呪力に対する信仰を根底にし、それに崇拜するものをつねに人格神化してしまう中国特有の傾向が結びついて成立した信仰ではないかと臆測している。日本的にいうならば、いわゆる石神信仰の部類に属するようと思われる。

『姓源珠璣』や『群碎録』などの明代に著わされた書には、五代の時代の後唐の閔（愍）帝が934年に出奔して、衛州にいった。その際閔帝は、のちに後晋の高祖となった石敬瑭に会ったが、帝はかれを殺そうとした。そのとき、石敢当という人物が、石敬瑭の部将の劉知遠の命を奉じて石敬瑭を護って死んだ。そこで人々は、石敢当が生前凶を吉にかえ、危難を防ぐ人物だったということから、のちに石敢当の名や形を石に刻んで家の守りとするようになったと記されている。これまた、石敢当を武勇のあ

る人物の氏名とする石敢当造立の由来話である。けれども、すでにはやく770年に石敢当が造立されている先縦がある。だから、造立の由来を934年の事件の際の人物に求めるわけにはいかない。しかも、『旧五代史』巻99や『資治通鑑』巻279に引く蘇逢吉の『漢高祖実録』などによれば、その際石敬瑭を護って死んだのは「石敢当」ではなく、「石敢」という氏名の人物だった。従って『姓源珠璣』などにみえている石敢当造立の由来話は、11世紀以後の何人かが名称の酷似から思いついて両者を結びつけて作られた話か、あるいは名称の酷似からいつしか人々のあいだで訛伝されてできあがった話かのいずれかであって、信用するわけにはいかない。それにも拘らず、日本の研究者のあいだには、この説を信じて石敢当造立の由来をこの事件と結びつけて説く人が少なくない⁽⁴⁾。そのために、現在ではこの説が大へん広い範囲にわたって流布している。

刻字は、石敢当や泰山石敢当が多かったらしい。けれども、さきにあげた2例によれば、古くは「石敢当」の3字を刻むだけだったように思われる。そうして、「泰山」の2字は、中国の泰山がいわゆる五岳の筆頭にあげられているところから、その靈力にあやかって破邪力を強化しようと考えた後人が冠した結果のように思われる。鳥居竜次郎が戦前の華北地方や東北部でみた石敢当は、すべて「泰山」の2字が冠してあったというが⁽⁵⁾この他の刻字としては、泰山敢当、泰山石敢当南無観世音菩薩、勅令泰山石敢当、上面に鬼面・獅頭・太極図・八卦図を刻んだもの、上部に獅頭を、下部に石獅敢当と刻んだもの、棒状の石獅などがあって報告されている。しかし、鳥居竜蔵(1926)によれば、胸部に石敢当と刻んだ石虎像の他に、四川・雲南両省方面では、木製の虎形像、口に劔をくわえた虎頭を画いた円形の板を頸部にかけたもの、「石敢当の太極図を円形の板に画き、その形が二つ巴の内に眼のついたもの」—— 文意不明 ——、劔をくわえた鬼面または虎面、上部に太極図、下部に劔をくわえた虎面、虎像、虎頭などの石敢当がしばしばみられたという。そうして鳥居は、このような状態から、文字だけの石敢当は後世の変体で、元来は虎や太極図と関係があったのではないかと推測している。けれども、さきにあげた2例から推せば、このような考えは逆のように思われるが、いかがであろうか。その点、石獅と多く結びつけられているアモイの石敢当をみた海江田(1943)の、最初は石敢当に附属していた石獅が、のちしだいに力をまして、ついに文字が消えて石獅だけになったという考え方が正しいように思うのは、私だけの偏見だろうか。なお、鳥居のいう劔をくわえた鬼面や虎面は、八卦図や太極図と同じく、それだけで辟邪、驅邪の目的を果たすとされている、台湾現行の獅咬劔と同様の性格の呪符であって、石敢当とは別のものではないかと考えられる。博雅の示教をえたい。

以上が大陸のことだが、台湾となると、戦前にかなり多くの人々が調査をしている関係上、大陸より一層くわしいことがわかる。けれども、信仰や習俗の内容は大同小異である。

それらの調査報告によると、戦前には、澎湖諸島を含んで、広く全島にわたって石敢当が分布していたとみて差支えない。造立場所は、大陸と同一場所の他に、塋(一種の田)の入口、丁字路の一角、池や川の岸、渡船場、部落への通路、線路脇、大木や竹藪の下、橋畔、正庁(表座敷)の前か背面、死人や病人の続出する家、溺死者の多い場所、曲り角、人通りの少ない道路傍などがあげられている『玉匣記広集』や『陰陽二宅必要』には、石敢当の規格、造立日、祀り方などが記されているが、その原文はすでに紹介したことがあるので、ここでははぶく⁽⁶⁾これらの両書には、大晦日に生肉3片を供えて祀るように記されているけれども、人々はどうもその記述通りには祀っていなかったらしい。戦前、広く台湾の石敢当を調べた三島格(1941)が、朔望または毎日線香が供えられ、元旦や中元には飯や

肉が供えられると報告しているためである。材質は、まれに木製もあったが、ほとんど石製だった由である。規格も、『玉匣記広集』などの記述には反していた。

刻字は、大陸同様、石敢当、泰山石敢当が多く、他に太山石敢当、石敢東などの誤刻もあれば、上部に北斗七星、下部に石敢当、表面が石敢当、裏面が南無阿弥陀仏、上部に獅面や八卦図などを刻むものなどがあったというから、まずは大陸とほぼ同一傾向だったとあって差支えあるまい。三島は、台北市内で「石將軍」と刻んだものを2基みたという。⁽⁷⁾「石將軍」とは、元来は王者など身分の高い人たちの墓を守る目的で、その墓前に造立される石人の謂である。けれども、『輟耕録』巻17の記述によれば、「石將軍」は当時石敢当の1種をさしていう場合もあったことが確実だから、三島がみたのはその名残りとすべきであろう。石將軍については、つぎのような民話が伝えられている。すなわち、唐代の石將軍という人の子が7才のとき、山中で母を喰おうとした怪物を殺した。この話をきいた李某が養子にして、あるとき狩りに連れていった。すると、養父を襲おうとした虎を殺した。感心した養父が官にその旨を上申したら、官はその子を賞し、石や木にその名を刻んで驅邪のものとしたのが石敢当である。その石という姓は、石將軍の石姓をとったのだというのである。⁽⁸⁾少々筋の通らない話だが、石將軍が石敢当と同一性格のものであることだけは、この話によっても理解できるであろう。尤も、この民話は、のちに両者を結びつけるために作られたものかもしれない。ちなみに、徳島県の小松島市に石將軍敢当が1基、石將軍が3基、淡路島の南淡町に石將軍が1基、それぞれ造立されている。日華の文化交渉を物語る一証として大へん興味がふかいけれども、その造立経緯は残念ながらわかっていない。中国大陸の「石將軍」についてはその報告を知らないが、おそらくどこかに現存しているのではないかと推測される。

片岡巖は、石敢当の造立者について、個人と複数の人との二つの場合があるとし、前者は家内にもっていて、正月の最初の寅の日に、他人からみえない門内に、字面を外に向けておくと、悪鬼が家の中に入らないという説を紹介している。⁽⁹⁾私は、これまでにこのような説は聞いたことも読んだこともない上に、石敢当はほとんど個人が造立するものとされているので、ごく限られた範囲内における習俗だったのではないかと考える。ただし、複数の人で造立する場合もないではない。また、倉田哲が、石敢当は姜子牙の霊を祀るものとのべた人のいたことを紹介したのに対して、前著で私は、その話者ひとりの独断だろうとのべて、その説を却けた。⁽¹⁰⁾けれども、後述のように、今回の調査で私の誤りだったことを知ったので、ここに訂正しておく。

3. 台湾現行の石敢当信仰

現在の台湾では、といっても私が昨82年の夏にきいた範囲内でのことだが、石敢当を福建系の人はチョーカムトン、客家系の人たちはサッカムトンとよんでいる。けれども、両者のあいだに信仰上の相違は認められないので、以下両者を一括して述べることにする。

まず、私のみた石敢当の所在地を掲げよう。ただし、くわしい地番ははぶく。

1. 宜蘭市崇聖街
2. 同市旧城北路
3. 同市聖後街 (A、B)
4. 同市新民路 (A、B)

5. 同市東港路
6. 同市郊外、濁水溪蘭陽橋下流右岸
7. 新竹県竹北郷竹義村
8. 同県竹仁村仁和街
9. 嘉義県鹿港鎮興化里金盛巷
10. 台中市西屯区
11. 同市南屯区
12. 雲林県西螺鎮大同路
13. 台南県新宮鎮同濟宮附近（破壊）
14. 同県後壁郷後廊村
15. 同郷仕安村
16. 同郷新厝村
17. 高雄県美濃鎮広福街
18. 同鎮円山街（A、B）⁽¹¹⁾

この他に、あると教えられながら見当らなかった場合、あると知りながら行けなかった場合、数年前まで造立されていたところなどがあるから、もっと広くかつ丹念に探せば、石敢当の現存数は飛躍的に増加することと思われる。

なお、宜蘭県冬山郷武淵村の土地廟の廟守は、石敢当は造立後30年経過したら撤去すべきもので、永いあいだ造立したままにしておくのはよくないといわれているので、以前廟の附近にあった石敢当はこわして捨てたとのべた。けれども、他の地方ではこんな話はきかされなかった上に、19世紀末ごろの造立と伝えられている石敢当が現存しているのだから⁽¹²⁾ おそらく廟守個人の独断的解釈か、ごく限られた範囲内だけの伝承のように思われる。また多くの地方で、日本占領時代には石敢当のような小さなものまで撤去しろなどとはいわれなかったが、戦争が烈しくなると、撤去したこともあった。けれども、一般的には戦後の道路拡張工事で撤去される場合が多かったと告げられた。

造立場所は、一般的には道の突当りといわれている。けれども実際には、道路傍（1、11、14）、四辻の一隅（2、3A）、家の前（3B）、横道を入った家の前の空地（4B）、廟傍（7、13）、家屋内（5）、家の敷地内（12）、橋の下手（6）などもあり、道の突当りに造立されていたのは4A、9、10、15、17、18A・Bの7基のみであった。ただし、三叉路に造立されていた16を加えれば8基となる。面白いのは8である。台湾では一般的に、向いの家の屋根の棟の延長線が自分の家に正対している場合には災殃がふりかかると称し、鏡、八卦図、太極図、獅咬劍などを軒先にかけて、その災殃を防ごうとする習俗がある。8の場合は、向い側の家の棟木の延長線が自家に正対している家が、その災殃を防ぐために、二階の外側に向いの家に向けて鏡をかけた。すると、その向いの家では鏡からの災殃を防ぐべく、軒に「对我生財」と横書した板を掲げた。一方、鏡をかけた家は、その家の向きがやや斜めになっていた関係から、かけられた鏡は、向いの家の隣家にまであたるような形になった。そこで、その隣家では石敢当を中二階の外側において、鏡からくる災殃をさけるようにした。これで、災殃は三すくみになったわけである。なお、家の正面に電柱などの柱類が建てられた場合も災殃をうけるとして、鏡や八卦図を軒下にかける場合が多い。

このことからわかるように、石敢当造立の第一の目的は、今日では災殃をさけることとされている。道の突当りに造立するのは、小道を通ってくる路箭とよばれる凶気、悪気をさけるためだといわれている。15の場合は、以前石敢当が向いている方角に仕安村より大きな村があったが、その村がある理由からつぶれたので、その悪運が小道を通して仕安村にくるのをさけるのが造立した目的であった。また、川の崩れるのを防ぐため — 別人は洪水を防ぐためとのべた — (6、14)、金儲けを妨げる悪鬼をよけるため(2)、葬列からでる悪気よけのため(17)、家人の病氣平愈のため(18A・B)などの理由もある。宜蘭県蘇澳鎮で、石敢当は、元來化物のでるところに造立するのだが、化物のの家は住みにくいから、そんなときには家の中に石敢当をおいて家人だけで拝むと告げた人があった。たまたま宜蘭市鄂王里の碧霞宮で、家のなかに石敢当をおいてある家があるときいたので、無理に頼んでその家に案内してもらった。それが5である。家人は始めはみせるのを澁ったが、ついには納得させてくれた。けれども、化物が家に出没するために家のなかにおいたのではなく、隣家の棟の延長線がその家の正面に当たっていたからであった。そうして、その石敢当は50年前に造立したとのことだった。この家では、正月寅の日に字面を外に向けて石敢当をおくことはない。

花蓮市附近の某村で、一年に3回、多くの犬たちが平生とは違った異様ななき声で吠える。すると、必ずその附近の人がひとり死ぬ。そこで、それを防ごうとして石敢当を造立すると、犬どもは以後その附近には近づかず、別の場所に移動する。けれども、犬どもは石敢当の3文字を石に刻む人に害を与えるので、その人は文字の一画だけ欠画にし、その一画を造立者に刻ませるという話を、台中市北屯区大鵬路でかかされた。この話も、結局は死や災殃をさける力が石敢当にそなわっているという意味を示しているのであろう。また、家に妖風が吹きつけて住みにくいので石敢当を造立し(10)、もしくは辟邪の目的で家からかなり離れた空地に外側に向けて造立した例もあった(11)。

一方、積極的に招福の目的で石敢当を造立する場合もある。1、4A、4Bは弱い子供の無事生長祈願の目的で造立したという。1と4Aでは、子供の育ちが悪いと、赤糸に古銭を通して持参し、石敢当の子になるから、どうかこの子を丈夫にしてほしいと祈ってから、ポエを擲って神意を尋ねる。⁽¹²⁾嘉納された場合には、持参した銭を通した赤色の糸を子供の首にかける。これは、石敢当の子になったというしるしだそうである。4Bでもその点は同様だが、さらに子供がどこかに魂を落としたときにも拝む。しかも、大人に関係したことについては、一切祈願しないから、これらのところでは石敢当を魔よけとはせず、いわば子供の守り神と考えているとあって差支えないようである。これらのことから、石敢当造立の目的は除災招福とまとめられるであろう。2で、道の突当りのところには悪魔がでて、そこにある家では金儲けができないから、それを避けるために造立するとのべたのは、そのよい裏書となるであろう。

刻字は石敢当(2、4A、4B、9)、泰山石敢当(5、8、9)、上部に鬼面、下部に泰山石敢当(1、12)、上部に獅面、下部に泰山石敢当(17、18B)、石塔上に獅子像、下部に泰山石敢当(18A)、上部に鬼面、下部に石敢当(3A)、上部に獅面、下部に泰山石敢当(7)、中央に泰山石敢当、下部右に鎮宅、左に平安(11)、上部から北斗、八卦図、石敢当の順で、その左に鳳凰(14)、上部から八卦図、石敢当、獅面の順(15)、姜太公在此(13)、右から福德正神、姜子牙、東西南北水口(6)、上部に八卦図、下部に右から山西夫子、天上聖母、地府千才、哪吒太子(16)の他に、無文字(3B、10)があった。従って、なかなか多彩である。

つぎに、これらの刻字について少々気のついた点や神名などについて説明しておこう。

まず、刻字が石敢当のみというような簡単なものの少ないことに気づく。上部に鬼面、獅面、獅子像八卦図などを刻むのは、前にもふれたように、石敢当のもつ呪力を倍加させようとする考えからであろう。17、18は3基とも、同地の地理師——山形や地形、水流によって、その地の吉凶をいう風水説の専門家——の指示に従って造立したというから、上部に鬼面その他を刻むのも、かれらの指示によった結果かもしれない。北斗は、道教では死を司る神と説かれているから、それを刻むことも石敢当の呪力を増すことになるのであろう。

姜太公とは、姜子牙すなわち周の武王を助けて殷を亡ぼした智将太公望呂尚の別名と伝えられている。そうして、宜蘭市一带や台南県新宮鎮などでは、石敢当の本名と信じている人々が多い。その根拠は、姜子牙が殷を亡ぼした功績の多寡に応じて多くの人々に官職を与えた結果、自分のつくべき官職がなくなったので石敢当になったと、『封神演義』に記されているという点におかれている。多くの人々が口を揃えてそのように告げたけれども、少なくとも私のみた範囲では、『封神演義』にはそのような記述はない。従って、呂尚もしくは姜太公を石敢当とするのは、何人かが流した説の訛伝であって、歴史的根拠はないと考える。それにしても、人々が石敢当を五代の勇士の名とか、古代の力の強い人名などと考えていない点は注目すべきであろう。ただし、弱い子を石敢当の義子とする1や4Aの習俗は、やはり石敢当をある力をもつものと考えていることの反映のように思われる。6の福德正神とは、村や部落など城壁のないある地域の陰陽両界の守り神、または豊作・大漁・金儲けの神などとされている土地公——客家系の人々は伯公という——の正式の名称である。従って、宜蘭市近郊の一部では、石敢当を地域の守り神としているに相違ない。16の山西夫子とは、三国時代に蜀の劉備を助けて大活躍をした勇将関羽を神格化した関聖帝君、略して関帝と通称されている神の儒教的称呼、天上聖母とは海上安全の守り神の媽祖と通称されている女神、地府千才とはおそらく人間を病気にする王爺とよばれている神の一種の池府千才であろうし、哪吒太子とは毘沙門天の太子だが、それが道教に取入れられて中壇元帥とよばれている神である。従って、これらの4神名を刻んだものを石敢当としてよいかどうか頗る疑問ながら、地元では石敢当としているので、いまは一応石敢当としておく。再調査の必要があることは、勿論である。

さいごに、無字の石敢当について注意しておきたい。私は、三カ所で無字の石をおいて石敢当とするという話をきかされた。すなわち、宜蘭県蘇澳鎮では、石敢当は簡単な場合には文字を刻さず、単に石塊をおくだけで差支えないと、台中市西屯区では、以前は石を彫る道具がなかったので、手当たりしだいに石をもってきておき、それを石敢当としたと、また彰化県鹿港鎮では無字の小さな石敢当ならいくらでもであると、それぞれきかされた。これらのことから推すと、以前は文字を刻まずにある石を持ってきて、石敢当視していた場合がかなり多かったのではないかと思われる。とくに、文字を知らない場合にはそうせざるをえなかったであろう。以前私は、石敢当と刻んであってこそ石敢当であって、「無文字の石敢当」などはないとのべたことがあった。⁽¹³⁾けれども、その態度は誤りだったことが以上の例によって明白だから、ここに訂正しておく。なお、昨82年の調査では石將軍と刻んだ石敢当をみることはできなかったが、江家錦の示教によると台南市安平に1基ある由である。

造立者は、個人が一般的ながら、まれに共同で造立する場合がある。14、15、16はその例で、とくに14、15は村全体の安全を護るために村民一同で造立した。約1メートルの高さの基壇上に

安置されている12は、元来洪水よけの目的で造立されたのだが、度重なる川の氾濫でしだいに土中に埋もれて山以下の文字がみえなくなり、わずかに泰字だけを残すようになった。そこへきた地理師がそれを見て、もし上部の鬼面の部分まで土に埋まったならば、西螺鎮全体が土で埋まってしまいうらうとのべたので、附近の人々一同で現在のような形にしたというから、これまた共同造立の部類に入れることができるであろう。なお、この石敢当は高さ167センチで、台湾で現存最大といわれている。最小のものは3Bの10センチだったが、上部が欠損しているので、問題外である。おしなべていえば、小さいものは2、30センチ、大きいのは110～120センチ程度と、さまざまである。美濃鎮の3基はコンクリート製だが、他は殆どが自然石である。沖縄県のようなプラスチック製はない。

従来の報告では、石敢当を拝むことにはほとんどふれられていないので、台湾では信仰対象とされてはいないのだろうと考えていた。ところが今回、8、9、14、15、17、18を除いて、多くの地区で石敢当を拝む習俗のあることを知らされた。従来、この点が未報告だったのは、調査洩れか、あるいはごく最近の変化なのか不明ながら、早急に確認する必要がある。なお、7では廟参のついでに拝むのみだし、13ではよくわからなかったから、この2カ所も不拝の部類に数えるべきかもしれない。

それはとにかく、1～4、すなわち宜蘭市内では旧8月15日に果物や菓子などを供えて拝むが、2、4Bでは三牲すなわち鶏・魚・豚肉を供える。また2では、旧1月15日と旧5月15日にも拝む。これに対して5では、元旦、旧5月5日、旧8月15日、冬至の年4回拝むこととされている。供物は、元旦は茶、旧5月5日はちまき、旧8月15日は月餅、冬至は団子である。これに対して、宜蘭市郊外の6では、元旦、旧7月7日、旧7月15日、大晦日の4回、西海岸の10では旧5月5日、旧7月15日、冬至、大晦日、11では冬至、12では清明（新4月5日ごろ）、旧5月5日、旧7月15日、旧8月15日、大晦日と、統一がない。その理由は、いまのところ不明である。6、10での供物はきくことができなかったが、11では団子、12では朔望に果物、他の日には三牲を供えることになっている。なお、18Aでは約10年前、17では十数年前に、それぞれ造立した際に地理師が三牲、餅、果物、菓子などを供えて祀ったというから、他の地区でも造立時には祀ったことだろう。

祭祀の際の祀願目的は子供の無事成長と商売繁昌（1）や家の平安（3B、4A・B）、一家の平安と災難のないこと（5、12）、魔よけと商売繁昌（2）、とくに娯楽業者の商売繁昌（3A）、洪水防止（6）などしかききだせなかった。この点は再調査を期している。神の性格としては、1で石敢当は魂が別のところにある、人のよい神だから、小便をかけても平気ということを告げられたに止まった。

4. むすび

以上、まず大陸と台湾との石敢当についての従来の報告を概略紹介したのち、私が昨82年夏に行った調査結果を報告した。その結果、従来報告されていなかった台湾の石敢当信仰の一側面が、いささか明らかになったのではないかと考える。造立位置が丁字路などだけには限らないこと、造立目的、刻字の多様性、祭祀などもさることながら、魔よけばかりか、子供の無事生長や商売繁昌までも願うことは、これまでまったく報告されていなかった点であり、石敢当の新しい信仰形態のように思われる。このよう変化の起った時期をさぐることは、将来の一課題であろう。ただ、宜蘭市内の弱い子の無事生成祈願は、南投県で石頭公に子供の身体の発育を助け、石のように強くなるのを祈願することに照らすと、どうも石頭公信仰との習合または混淆のように思われる。宜蘭県冬山郷八宝村所在の石頭公に

祈願にきた夫婦が、子供の無事生長と平安とが祈願目的だとのべたのは、その推測を助ける一証になるように思われる。

このように考えてみると、台湾の石敢当とその信仰についてもまだ知られていない面が多いように思われる。私自身も今後努力を重ねるつもりであるが、博雅の示教を切望するゆえんである。

註

1. くわしくは窪（1974）40頁以下、および同（1981）71頁以下参照。
2. けれども、1982年7月下旬から8月上旬にかけて赴いた北京や貴州・雲南両省では、1基も見当らなかった。戦後にでも撤去したのだろうか。
3. 私がみたのは1979年のことだったが、昨82年に尾上兼英東大教授がシンガポールで2基、マレーシアのイポーで1基を見出しているから、その可能性がますます強くなったとって差支えなからう。
4. たとえば、安倍光正（1980）は好適例である。
5. 同氏が直接私に話されたところである。記して感謝の意をあらわす。
6. 窪（1974）65頁参照。
7. 三島格（1941）参照。
8. 片岡巖（1921）955～6頁による。
9. 前註同書同頁参照。
10. 倉田哲（1944）および窪（1974）50頁参照。
11. 以下、各地の石敢当を指す際には地名の代りに、ここに掲げた数字を使用する。
12. ポエとは半月形の占具。一面は平面、他面はふくらんでいるもの2個で一組。本来は竹根製ながら、いまではラワン製やプラスチック製もある。占法は、2個を捧持してから擲ち、一方が平面、他方が凸面ならば、嘉納の神意をあらわすとす。もし、双方平面ならば冷笑を、双方凸面ならば神の怒りを示すとす、ともに拒否である。ポエはしきりに現行されている。
13. 窪（1981）84頁参照。

参考文献

陰陽二宅必要

漢高祖実録

旧五代史

急就章

玉匣記広集

群碎録

資治通鑑

事物原会

姓源珠璣

輟耕録

輿地紀勝

安倍光正 1980、「石敢当考」上：沖繩タイムス1980年8月15日号。

- 奥田久作 1944、「石敢当——支那民間の神——」：大東亜報306号。
- 海江田正孝 1943、「厦門に於ける石と驅邪」：民俗台湾3-2。
- 片岡 巖 1921、台湾風俗誌995～6頁。
- 倉田 哲 1944、「石敢当その他」：民俗台湾4-8。
- 窪 徳忠 1974、増訂沖繩の習俗と信仰40頁以下。
1981、中国文化と南島71頁以下。
- 鳥居竜蔵 1926、人類学上より見たる西南支那（朝日新聞社版鳥居竜蔵全集第10巻）
306～7頁。
- 三島 格 1941、士林雜記：民俗台湾1-6。
1942、石敢当考：民俗台湾2-11。

1983・1・14稿

1984・3・9訂

〔追記〕本稿脱稿後、しばらく台湾にいたっていた東大大学院の清水純さんから、鹿港鎮で2基の石敢当の現存しているのをみたとの連絡があった。